

# 科目合格者と同等めざす

## 税理士法改正問題

税理士法改正の概要が12月12日、与党の平成26年度税制改正大綱の中で明らかになった。

わが業界は、平成26年の税理士法改正に向けて12項目を掲げ、運動を進めてきた。この改正項目に対し研修受講の義務化と経済的弱者に対する税務支援への従事義務化については会則で手当てすることとし、通知弁護士への公示については改正を見送ることとした。

公認会計士の自動資格付与については、税法に属する科目の合格者と同等の学識を習得することができると決着した。現下の状況から、調査の事前通知の規定の整備、懲戒処分などの適正化及び懲戒処分となった公務員に対する登録拒否事由の見直しは3項目が追加となった。

大綱では、行政不服審査法の見直しに伴い不服申し立て制度の見直しを行うこととした。(税理士法改正に関連する資料等は4、6面)

## 自民、民主と朝食懇談会

本連盟は11月7日に自由民主党と同日11日には民主党の関係国会議員等と朝食懇談会を開催した。写真上が自民、下が民主。

48単位税政連の会長・幹事長と税理士による後援会の会長・幹事長等が出席した。

坂田政策委員長が、本連盟が25年7月に機関決定した「平成26年度税制改正要

望の中から重点要望項目として挙げている土地建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を制限する制度は廃止すること、②消費税の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すことを中心に要望説明を行った。

政府は、12月24日の閣議で平成26年度税制改正大綱を決定した。

### 自民党との朝食会

- 山田 美樹 (東京1)
- 辻 清人 (東京2)
- 石原 宏高 (東京3)
- 平 将明 (東京4)
- 若宮 健嗣 (東京5)
- 越智 隆雄 (東京6)
- 石原 伸晃 (東京8)
- 菅原 一秀 (東京9)
- 下村 博文 (東京11)
- 鴨下 一郎 (東京13)
- 秋元 司 (比東京15)
- 大西 英男 (東京16)



- 平沢 勝栄 (東京17)
- 土屋 正忠 (東京18)
- 松本 洋平 (東京19)
- 木原 誠二 (東京20)
- 小田原 潔 (比東京21)
- 伊藤 達也 (東京22)
- 小倉 将信 (東京23)
- 萩生田光一 (東京24)
- 井上 信治 (東京25)
- 田畑 毅 (比東京)



- 中川 雅治 (東京都)
- 丸川 珠代 (東京都)
- 佐藤ゆかり (全国比例)
- 山田 昭子 (全国比例)
- 菅 直人 (比東京18)
- 長島 昭久 (東京21)
- 小川 敏夫 (東京都)
- 蓮 敏夫 (東京都)
- 前田 武志 (全国比例)
- 鷲尾英一郎 (比新潟2)
- 階 猛 (岩手1)
- 尾立 源幸 (大阪)
- 白 眞勲 (全国比例)
- 非現職■
- 中山 義活 (東京2区)
- 藤田 憲彦 (東京4区)
- 末松 義規 (東京19区)
- 山花 郁夫 (東京22区)
- 柳 万理 (東京23区)
- 阿久津幸彦 (東京24区)
- 円より子 (全国比例)

# 論説

### 税理士法は昭和26年に制定され、今日まで60年余りを経て

るが、この間の社会経済情勢の変化とともに、数次の改正が行われてきた。昭和31年及び昭和36年に、制度の一部改正が行われた後、昭和55年には税理士の社会的責任の明確化を図るという観点にわたる改正が行われた。

## 税理士法改正が政治決着

を指す観点から、税理士法全般にわたる大幅な改正が行われた。この平成13年の税理士法改正においては、税理士法人制度の創設、受験資格の緩和など税理士試験制度の見直し、税務訴訟において税理士が補佐人となる制度の創設、計算事項等を記載した書面添付に係る意見聴取制

構築が必要であるとして日本税理士会連合会は各税理士会及び税政連と協力して今回の税理士法改正に至った。特に税理士法第3条第1項3号の弁護士、4号の公認会計士の税理士資格の自動付与に対する税理士制度のあり方が議論される過程でこれまでの改正時にはなかったこと

もう1通の確認書には両会の議員連盟の会長が署名したこと。この確認書手交の仲介は伊吹衆議院議長であった。両会の議員連盟の会長が出席した会談に、両会の政治連盟の会長は出席し、日本公認会計士協会の森会長と日本税理士連合会池田会長は欠席であ

活を含めた内容が示されたが、税理士側では到底受け入れられるものではなく政治的決着を町村会長に求めたことで、最終的には、町村会長が提案された改正案を基に両会長が合意をして確認書に署名し決着した。個人的には税理士会の当初の案から相当に後退したものであり必ずしも十分な改正案とは言えないと懸念する。

しかし相手の意見も相当強固であったことから自動的に他の資格者が税理士資格を取得することに一定の条件を付けたことは一歩前進と言える。これまでの税理士政治連盟の日頃の活動の成果が今回の改正案を導き出したものと言える。

今後よりよい税理士制度の構築を目指し、活動を継続することが重要である。

さらには、昭和55年の改正から20年余り経過した平成13年には、経済取引の急速な国際化、電子化、情報化の進展に伴い、税理士に対する納税者等の要請も複雑化、多様化してきたこと及び社会全体における規制緩和への要請を踏まえつつ、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度の確立

度の拡充等が行われた。そして10年余りを経て、更に進んだIT社会への変革と経済社会の多様化、複雑化により、公共的使命を担う税理士の業務についても、益々高度化、専門化が進んできており、国民・納税者の利便性の向上や税理士制度の信頼性の向上等社会的な要請にこたえ得る制度

があった。それは公認会計士協会と2通の確認書が手交されたことである。その特徴的な点は次のとおりである。一つの確認書には日本税理士会連合会、日本公認会計士協会両会の会長及び両会の政治連盟の会長の4名が署名したこと。

この案に対し会計士議連の衛藤会長から昭和55年の改正時に廃止された通知公認会計士制度の復

お詫び 平成25年3月末に発行した「ポケットブック2013」8ページに一部誤植がございましたので、訂正いたします。

### 訂正前

#### 所得税の税額表 (平成25年分適用分)

課税される所得金額(A)	所得税額			復興特別所得税額 税額(E)
	税率(B)	控除額(C)	税額(D)=(A)×(B)-(C)	
1,000円以上195万円以下	5%	—	(A)×5%	所得税額(D) (千円未満切捨) ×2.1%
195万円超330万円以下	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円	
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円	
695万円超900万円以下	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円	
900万円超1,800万円以下	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円	
1,800万円超	40%	2,796,000円	(A)×40%-2,796,000円	

### 訂正後

#### 所得税の税額表 (平成25年分適用分)

課税される所得金額(A)	所得税額			復興特別所得税額 税額(E)
	税率(B)	控除額(C)	税額(D)=(A)×(B)-(C)	
1,000円以上195万円以下	5%	—	(A)×5%	所得税額(D) (円未満切捨) ×2.1%
195万円超330万円以下	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円	
330万円超695万円以下	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円	
695万円超900万円以下	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円	
900万円超1,800万円以下	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円	
1,800万円超	40%	2,796,000円	(A)×40%-2,796,000円	



### 季節の旬

安全保障に関わる機密情報漏えいを防ぐための特定秘密保護法が成立した。機密情報を漏らした公務員等への罰則を強化すること

で、秘密保護の体制を強化する。国会審議や与野党協議で、国民の「知る権利」に悪影響が及ばないように、隠す必要のない情報まで隠されてしまうことを防ぐ仕組みなどが新たに導入された▼特定秘密とは、政府が有する国家の安全保障に関わる情報のうち、①防衛②外交③スパイ防止④テ

ロ対策に関する4分野の中から、特に重要なものを閣僚らが指定し、漏えい防止を徹底するものである▼日本は「スパイ天国」と言われ、高度な機密情報がすぐ

に漏れることは国際的にも知られている。法律の成立によって、主要先進国のごく通常の秘密保護法法制の国際基準を、最低限クリアしたことになる。秘密保護が

しっかりできれば、他国から有益な情報が入ってくる

と期待される▼一方で行政機関の一存で情報が秘密にされると、国民の「知る権利」が制約される可能性が高くなる。秘密が必要以上に拡大されれば、民主主義の存続・発展の脅威となりかねないことから、行政機関を民主的に統制すること

が必要となる▼まずは秘密を守るということ、その上で国民の「知る権利」が侵害されない法律運用が、政府には求められる。